○労働委員会委員任命
師岡愛美委員は、三月三十一日辞職し、欠員であったところ、五月二十一日次の者が任命された。
労働委員会委員　上野　茂伸

名古屋市

○議長選挙
吉田隆一議長は、五月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　横井　利明

○副議長選挙
伊神邦彦副議長は、五月二十日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　渡辺　房一

○監査委員選任
ひぢわ孝彦委員及び梅村麻美子委員は、五月二十四日辞職し、同日次の者が選任された。
監査委員　三輪　芳裕
同　加藤　一登

堺市

○議長選挙
星原卓次議長は、五月十七日辞職し、欠員であったところ、同月十九日次の者が選挙された。
議長　松本　光治

○副議長選挙
高岡武汪副議長は、五月十九日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　大毛十一郎

○監査委員選任
西林克敏委員及び吉川敏文委員は、五月二十三日辞職し、同月二十四日次の者が選任された。
監査委員　加藤　均
同　米谷　文克

福岡市

○監査委員選任
石川浩二朗委員及び中山郁美委員は、五月三十一日辞職し、六月一日次の者が選任された。
おばた久弥
監査委員　黒子秀勇樹
同

皇室事項

親任式
六月八日午後六時五十分、宮中において、内閣総理大臣菅直人の親任式を行われた。

認証官任命式
六月八日午後八時二十五分、宮中において、国務大臣原口一博、同千葉景子、同岡田克也、同野田佳彦、同川端達夫、同長妻昭、同山田正彦、同直嶋正行、同前原誠司、同小沢鋭仁、同北澤俊美、同仙谷由人、同中井治、同亀井静香、同荒井聰、同玄葉光一郎、同村田蓮舫、内閣官房副長官古川元久、同福山哲郎及び同瀧野欣彌の認証官任命式が行われた。
六月九日午後四時二十五分、宮中において、内閣府副大臣大島敦、同平岡秀夫、同大塚耕平、総務副大臣渡辺周、同内藤正光、法務副大臣加藤公一、外務副大臣武正公一、同藤村修、財務副大臣池田元久、同峰崎直樹、文部科学副大臣中川正春、同鈴木寛、厚生労働副大臣細川律夫、同長浜博行、農林水産副大臣篠原孝、同郡司彰、経済産業副大臣松下忠洋、同増子輝彦、国土交通副大臣馬淵澄夫、同三日月大造、環境副大臣田島一成及び防衛副大臣榛葉賀津也の認証官任命式が行われた。

行幸啓
天皇皇后両陛下は、六月四日午前九時四十五分御出門、第四十回戦没・殉職船員追悼式に御臨席のため、神奈川県横須賀市へ、引き続き、葉山御用邸へ行幸啓、同月八日午後三時十八分還幸啓になった。

御祝電
天皇陛下は、六月十日ポルトガル国の国祭日につき、同月九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信
天皇陛下から四月十五日デンマーク国女王陛下へ発せられた御祝電に対し、五月二十四日御答信があった。
天皇陛下から五月二十五日グルジア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二日御答信があった。

官庁事項

農用地等の確保等に関する基本指針
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第３条の３第１項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第２項において準用する同法第３条の２第４項の規定に基づき、公表する。
平成22年６月11日
農林水産大臣　山田　正彦

農用地等の確保等に関する基本指針

（注）　下線部分が変更箇所。

農地については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第４条及び第23条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。また、食料・農業・農村基本計画では、主要品目ごとの生産数量目標とともにこれらを前提とした場合に必要となる延べ作付面積、耕地利用率及び農地面積が示されたところである。
農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。
また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。
この基本指針は、法第３条の２に基づき、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示し、この考え方が都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針に、更には、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定するものである。

第１　農用地等の確保に関する基本的な方向

(1)　確保すべき農用地等の面積の目標

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（平成21年407万ヘクタール）よりも８万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

(2)　農業振興地域制度の適切な運用

農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。
したがって、都道府県及び市町村は、本指針に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進及び食料の安定的な供給に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。
特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。